

令和 7 年第 3 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 7 年 5 月 1 6 日

与 論 町 議 会

令和7年第3回与論町議会臨時会会議録

令和7年5月16日（金）午前10時00分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第49号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結について

第4 議案第50号 公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

第5 議案第51号 社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

2 出席議員（9人）

1番 池田理恵議員

2番 川内恵司議員

3番 吉田勉議員

5番 原栄徳議員

6番 遠山勝也議員

7番 高田豊繁議員

8番 大田英勝議員

9番 林敏治議員

10番 沖野一雄議員

3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（6人）

町長 田畑克夫君

副町長 山下哲博君

教育長 中山義和君

総務企画課長 龍野勝志君

建設課長 裾分望嗣君

生涯学習課長 松村誠司君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林健太郎君

書記 谷山智美君

開会 午前 10 時 00 分

○
○議長（沖野一雄議員） ただいまから、令和 7 年第 3 回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1 番、池田理恵議員、8 番、大田英勝議員を指名します。

○
日程第 2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

○
日程第 3 議案第 49 号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1、議案第 49 号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
田畑克夫町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 49 号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。
与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）について、指名競争入札執行の結果、株式会社ムトウ 代表取締役武東 愛一郎と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年与論町条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
3 番、吉田 勉議員。

○3 番（吉田 勉議員） この工事の中で、立ち上がり壁の北面、それから南面、東面、西面とありますけれども、立ち上がりのところで振れ止めアルミアングル設置とありますが、こういった感じの内容なのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分望嗣建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） ちょっとこれは自分も詳細は見えていないのですが、あとで図面を確認してからお答えいたします。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田 勉議員。

○3番（吉田 勉議員） あと2点ほどお願いします。今回の工事の中で屋根の塗装関係、錆びないように樹脂を塗ったり、いろいろなコーティング、それから破れたりしている所を補修するという工事の内容でよろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） この工法に関してはいろいろ専門業者及びそういった設計等もいろいろ、工事を決めることに対して調べた結果、とりあえず今現在カシメているところに変成コーキングのほうを打ちまして、それに対して今度はシートを貼って上から防水をかけるという工法にはなっております。いろいろと検討した結果、今現在あるものに対してかぶせる工法もひとつの提案としてありました。ただかぶせると次やるときには一回全部剥がして、3回目のかぶせはできないので、剥がしてもう一回張り替えるということになるので、今回のほうは一応防水のほうを、防水した後もう1回かぶせできるのかなということに関して、そしたら大丈夫だということで、そうすれば防水でだいたいあと20年からそこら持つような、最近はスプレー式の防水、前みたいにウレタンでやるやつではなくて、スプレー式でずっと吹いていく、すごい超速硬化のやつで吹いております。それがですね、ウレタンは1回乾かして1日くらい養生を置くのですが、そのスプレー式のほうは吹いた3秒後にはもう乗って歩けるというようなことで、それで一応防水をかけてトップコートで、また遮熱とかその辺のトップコートでやって、その後に20年30年延命させて、長寿命化させて、その後もう1回かぶせの工法ができるということでこの、安価で、被せるとこれ多分2億3億くらいの工事になってくると思うので、今回の1回20年くらいは長寿命化として持たせようという感じで、今回防水のほうを。で、妻側のほうはどうしても腐れているので、そこはまたちょっと板金のほうで改修をしようとしております。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田 勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。最初私どもは台風とかで避難した方々からは天井、屋根がみしみししたりするということで、大変怖いという話もお聞きしてましたので、今回いろいろな感じで、屋根の補強だったり、先ほども振れ止めの話をお聞きしましたけれども、そういう感じで補強しながらやるのかなと気になったものですから質問したところなのです。それと、去年の9月の決算審査のときに、教育委員会にはお願いしたのですが、体育館の後ろのほうの3分の1を区切るスクリーンがあるのですが、約2トンくらいあるのではと思うのですが、それが故障したまま、ワイヤーで吊り下げて、スイッチを押すと降りてきて、またスイッチを押すと上がっていくという仕組みなのですが、もう何十年も前に、ワイヤーの劣化もあって危険だということで上のほうに持ち上げて、元の電源を落とし、スイッチのところを使えないようにした状態で置いてありますけれども、引き続き教育委員会の中で引き継がれていると思うのですが、避難場所として使っている体育館が天井のところに危ない垂

れ幕がそのまま天井にあるということで、天井を揺すったときに間違っってそのワイヤーが切れたりしたときに、落ちてこないかなという心配があります。それで、工事をするときに、そういうのも含めて再度業者さんにもお願いして点検もしたりして、もちろんあそこの管理の点検関係で委託をしているはずですから、そこでは点検をされているはずですが、使わないものであれば撤去をするという形で検討をしていただきたいなと思います。今回も防災関連の予算としての考え方ですので、そういうところも含めて検討していただきたい。それから、北側のところも清掃センターからのいろいろな物が飛んできたりということもありますけれども、清掃センターの高台に庭があるものですから、そこから、横から風で飛んでくる石とかもすごい鉄砲の玉みたいな感じの強度になって、ガラスとかも危ないですので、今回の工事をしながら、その周りのことについても検討していただければと思います。

○議長（沖野一雄議員） 松村誠司生涯学習課長。

○生涯学習課長（松村誠司君） ありがとうございます。以前御指摘をいただいたところでした。スポーツクラブのほうとも年に1回ないし2回施設の指定管理をしているスポーツクラブとも施設を巡回しまして、緊急度、優先度のところで要望を受けて当初予算等に計上していて、こちらの吊り天井の改修というのは計上していなかったところなのですが、そこも含めて他の緊急を要する箇所というところと一緒に確認しているところで、今ございましたように防災関連で屋根の改修工事というところで、そこでもまたいろいろスポーツクラブまた、入られるムトウさんとも確認をしてアドバイスをいただきながら対応していきたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 吉田 勉議員。

○3番（吉田 勉議員） あと1点だけ。どうしても砂美地来館というのは防災上大事なところなんです。そこで、天井に危険なものが乗っかっているというだけでもすごい怖いことですので、どうかひとつまた早めの対応をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 龍野勝志総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 避難として大変重要な場所であります砂美地来館ですので、仕切り幕が天井に巻かれた状態であること、そこがいろいろな振動とか揺さぶり、震度でどのように下がってくる危険性があるのかどうか、ワイヤーが切れたら、どのようなことが起こるのか、よく検査して、撤去したほうがいいということであれば、撤去するということにもなるかと思います。費用対効果のこともありますので、固定したままでも大丈夫であるという判断であればそういったことにもなると思いますけれども、その辺の危険性も点検して対応していきたいと思います。また、旧清掃センターにおきましても非常に劣化が進んでおりまして、早急に落とせるものは落として、トタンとかそういったものが台風時に砂美地来館に飛んでいたり、また他所に飛んでいたりして被害が起きないようにという対策はまた非常に気に留めているところでありますので、その対策は台風シーズンになる前に対策していきたいと思っております。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付

託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第50号 公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に 係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、議案第50号、公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第50号、公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事について、工事請負者 有限会社坂元建設 代表取締役 坂元剛と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月18日条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これは本件の工事内容等に関する質疑じゃないのですが、今回総額で1万5819円の契約金額の増に伴う議会の議決を要する契約の議決ということでございますが、やはり先ほども議会内で論議をしたところなのですが、事務の合理性、スムーズ性、円滑性と推進していく上で、これは地方自治法あるいは町の議会の議決を要する契約ということで、条例の検討が必要になってくるわけですが、

これは町長の権限内でできるような専決事項等に幅をもたせる感じで、例えば100万円以内は町長の専決で変更契約ができると、またさらにその後報告すると。そういうふうには、行政事務の合理化を検討できる余地はないのかということ、行政のほうで検討をしていただいて、この次のはちょっと金額が90万円近くですけども、合理性をやはり進めていくために、こういった見直しも時代の流れとともに必要ではないかと思いますので、事務の簡便性、合理性をできるように検討していったらどうかという提案でございますけれども、副町長どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下哲博副町長。

○副町長（山下哲博君） ただいまの高田議員の提案とてもありがたく感謝申し上げたいと思います。ただ、これが議決事項で町長専決できるかどうかというのは、精査をしながら、また勉強をして軽微な変更については専決事項で対応できるような方法をまた提案させていただきたいと思います。本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 他に、質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、公営住宅等ストック総合改善事業 与舎住宅改修建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

日程第5 議案第51号 社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第51号、社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第51号、社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工

事に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事について、工事請負者 柳田建設株式会社 代表取締役 柳田 章彦と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月18日条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 中身の質問をしたいと思います。変更契約の概要の中で、太陽光設備機器WS盤内の追加工事ということですが、これは住宅の中でこういった部分の太陽光を使うようになったものですか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今回、国の改正によりまして、ZEH基準というものが公営住宅に求められておりまして、今まではただ断熱だけで良かったものを、今回からは物を作り出す。それでゼロにすると改正されまして、今回の矢口団地から太陽光の設備を導入しております。公営住宅法の中で、そう改定されてしまいまして、今から公営住宅法で国の社総金で建てるものは必ず太陽光をつける感じになっております。変更の内容としましては、太陽光設備で分電盤の中の改造費ですね、当初の設計のほうに逆流防止という装置が付いていなくて、それを盤の改造で電流計とか、分割系、交流電流センサー、デジタル逆流リレー切替開閉器、こちらを盤の改造として追加費用となっております。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 他に、質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、社会資本整備総合交付金事業 矢口団地Ⅱ新築工事に
係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 池田理恵

与論町議会議員 大田英勝